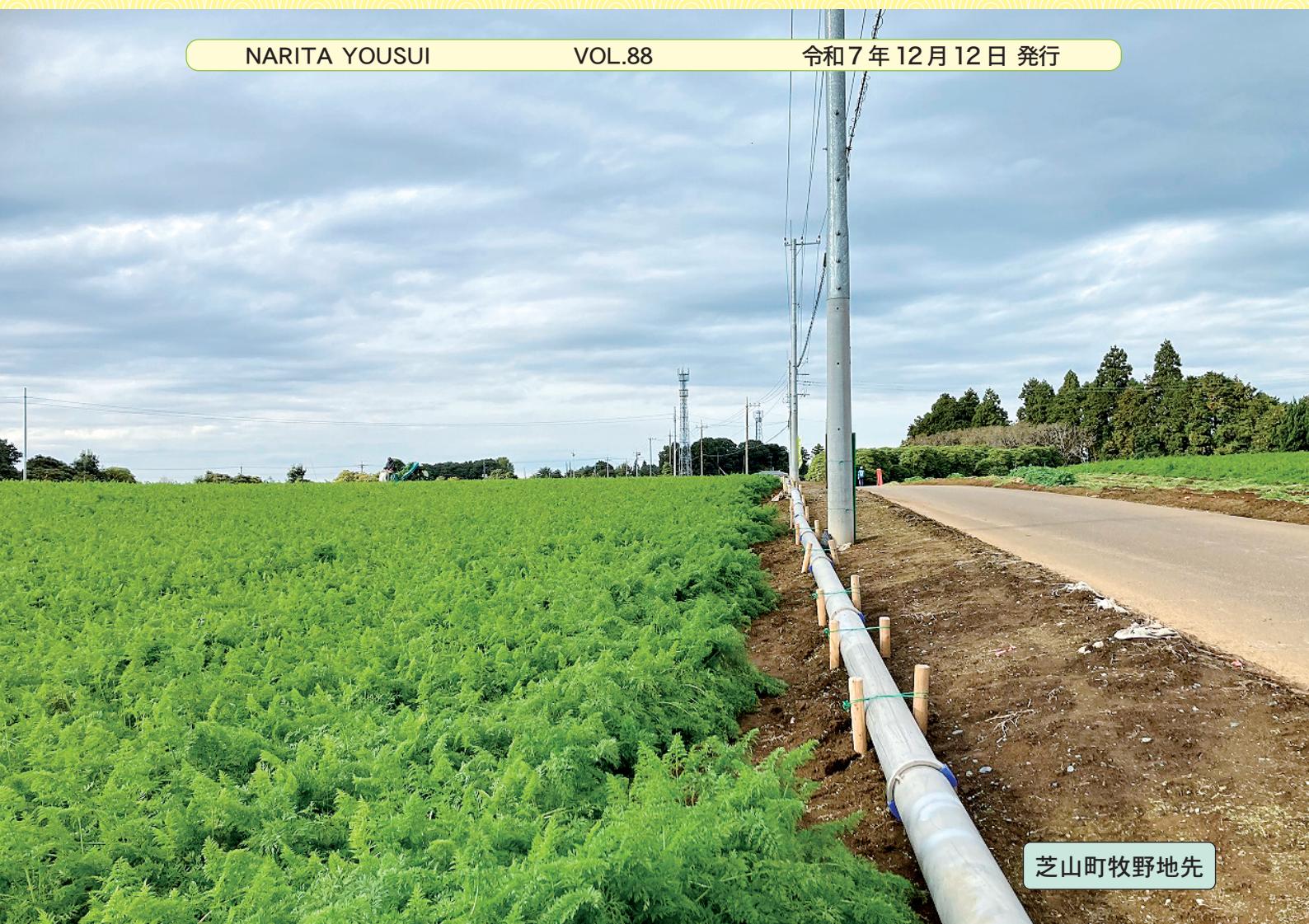


# 成田用水

NARITA YOUSUI

VOL.88

令和7年12月12日 発行



芝山町牧野地先

成田用水施設改築事業により畠地へ仮設配管中の高田支線



## 水土里ネット成田用水

もくじ

- |                  |   |                 |     |
|------------------|---|-----------------|-----|
| ◇理事長就任挨拶         | ① | ◇組合員の皆様へ        | ⑥   |
| ◇前理事長退任、副理事長就任挨拶 | ② | ◇令和7年度 夏期通水報告   | ⑦   |
| ◇第84回臨時総代会の開催    | ② | ◇水質汚濁調査結果報告     | ⑧   |
| ◇成田用水事業推進協議会総会   | ③ | ◇ナガエツルノゲイトウについて | ⑨   |
| ◇成田用水事業推進協議会要望活動 | ③ | ◇機能保全事業について     | ⑩   |
| ◇第11次財政5ヶ年計画について | ④ | ◇地区除外申請の手続きについて | ⑩   |
| ◇令和6年度 決算報告      | ⑤ | ◇漏水等のご連絡は改良区へ!! | 裏表紙 |

## 理事長就任挨拶



成田用水土地改良区

理事長 麻生孝之

組合員並びに関係機関の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、日頃より当土地改良区の事業推進、運営、施設の維持管理につきまして、ご理解とご協力を賜り心より感謝申し上げます。

このたびの第274回の理事会におきまして理事の皆様方のご推挙を受けまして令和7年10月4日より理事長に就任いたしました。どうぞ宜しくお願ひいたします。

近年の農業・農村を取り巻く現状は非常に厳しい状況にある中、地域の資産である農地、並びに約3,000人の組合員に対する責任を痛感しているところであります。

さて、本年は全国的に記録的な猛暑でありましたが、大きな漏水事故もなく、水田への通水は8月末をもって無事終了いたしました。昨今のコメ価格上昇については、猛暑による品質の低下、インバウンド需要の増加、減反政策の影響などが複雑に絡み合いコメの供給力が低下している事が起因していると認識しておりますが、食糧安全保障の重要性を鑑みると安定的な農業用水の確保がこれまで以上に重要になってくるものと考えております。そのような中、水資源機構営成田用水施設改築事業において成田用水基幹施設の耐震化工事や老朽化対策工事が成田財特法の適用を受け令和元年度より事業着手され今年度で7年目を迎えております。この改築事業により、空港周辺農地により安定した用水供給が可能となるよう計画どおり進めなければなりません。関係機関と連携を強化し事業推進に尽力してまいりたいと考えております。

また、成田空港機能強化事業については、第3滑走路の工事も本年5月から本格的に進められております。空港事業用地、物流拠点等の開発により計画面積の減少や空港事業用地内にある土地改良施設の移設などが課題となっておりますが、成田用水地区は空港に隣接しておりポテンシャルの高い農地を有しております。空港周辺地域の多産業による発展と成田用水事業により地の利を活かした農業振興を一体的に進めていくには、地元組合員様の意見を踏まえ関係機関と連携して取り組む必要がありますので、引き続きのご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、組合員の皆様の期待に添えるよう、役職員一同職務に邁進する所存でございますので今後ともより一層のお力添えをお願い申し上げ就任の挨拶といたします。

## 前理事長退任、副理事長就任挨拶



成田用水土地改良区

副理事長 木内 昭博

この度、去る令和 7 年 10 月 3 日の理事会におきまして理事長職辞任の承認を頂き 10 月 4 日より副理事長に就任いたしましたので宜しくお願ひいたします。

昨今の農業情勢は非常に厳しく、農業従事者の高齢化、後継者不足、耕作放棄地の増加に加え成田用水特有の課題としては、成田国際空港の機能強化事業による受益地の減少やそれらに係る周辺土地利用の変化による開発の増加など様々な課題がございます。これらの課題については関係機関の皆様と引き続き十分な協議のうえ組合員の皆様に迷惑が掛からぬよう調整しなければなりません。これからは副理事長として麻生理事長を補佐しこれらの課題解決に向け尽力する所存でございます。

結びに組合員、関係機関の皆様のご健勝、ご多幸をご祈念申し上げまして就退任の挨拶といたします。

## 第 84 回 臨時総代会の開催

令和 7 年 9 月 26 日に第 84 回臨時総代会が成田国際文化会館において開催されました。

議事については、小嶋秀樹議長の進行により下記の 3 議案を上程し、総代の皆様に慎重審議して頂き、すべての議案が原案のとおり可決されました。

また、この臨時総代会において役員補欠選挙が執行され麻生孝之氏が当選いたしました。

議案第 1 号 令和 6 年度事業報告及び財務諸表並びに財産目録及び収支決算について

議案第 2 号 令和 7 年度一般会計収支補正予算の第 272 回理事会の専決処分について

議案第 3 号 令和 7 年度理事長及び副理事長の報酬、費用弁償額について



## 成田用水事業推進協議会総会

本協議会は成田市、芝山町、多古町、横芝光町の各首長、成田国際空港株式会社役員、成田用水土地改良区理事長及び副理事長の他、顧問、参与、幹事により構成され、成田用水事業の円滑、迅速なる推進と成田用水土地改良区の健全な管理運営を推進することを目的としております。



今年の総会は令和7年11月14日下総公民館大会議室にて開催され、下記議案を上程し、慎重審議のうえ全議案が可決されました。関係機関のご理解、ご協力に深く感謝申し上げます。

議案第1号 参与の推薦について

議案第2号 令和7年度各種事業及び助成金について

議案第3号 第11次財政5ヶ年計画について

議案第4号 令和8年度各種事業計画及び助成金について

議案第5号 水資源機構営成田用水施設改築事業計画変更について

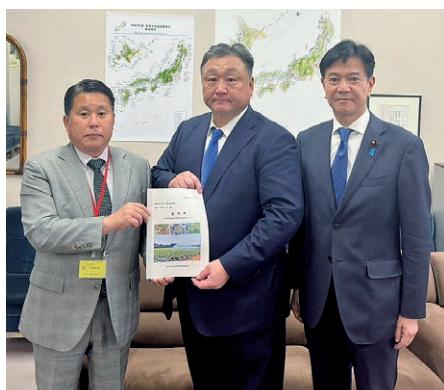
議案第6号 水資源機構営成田用水施設改築事業に係る関連事業計画について

議案第7号 水資源機構営成田用水施設改築事業要望活動について

議案第8号 役員の互選について

## 成田用水事業推進協議会要望活動

令和7年6月18日と11月18日、成田用水施設改築事業推進の要望活動を、関係国会議員、農林水産省農村振興局並びに独立行政法人水資源機構へ実施しました。



農林水産省農村振興局長との面会



水資源機構理事長との面会



小池正昭衆議院議員との面会

## 第11次財政5ヶ年計画について

成田用水事業は、成田国際空港の航空機騒音対策事業であり、空港と均衡した農業振興及び農業経営の安定と合理化を図ることが目的とされております。今回、第11次財政5ヶ年計画として令和8年度から令和12年度までの5ヶ年の財政計画を策定しました。

本計画では、成田国際空港の拡張計画等による受益面積の減少や物価高騰などの関係で運営費、維持管理費が増加傾向にありますが、成田用水事業推進協議会をもって構成する関係市町、成田国際空港株式会社のご理解とご協力のもとに補助事業等を計画的に活用し、組合員の負担軽減を図る整備計画としています。

### 1. 収 入

単位：千円

款項目節／年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	備 考
	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	
1. 土地改良事業収入	563,465	694,751	694,751	167,252	167,252	組合費等
2. 附帯事業収入	52	52	52	52	52	他目的使用料等
3. 基本財産運用収入	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	
4. 特定資産運用収入	3,150	3,150	3,150	3,150	3,150	
5. 補助金等収入	183,738	185,663	181,676	183,008	183,008	事業補助金、助成等
6. 交付金（適正化事業）	34,740	27,900	29,880	28,800	28,800	
7. 業務受託料収入	69,982	69,982	69,982	69,982	69,982	維持管理業務受託料
8. 雑収入	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	未収賦課金等
9. 借入金収入	1	1	1	1	1	
10. 基本財産取崩収入	952	952	952	952	952	
11. 特定資産取崩収入	31,705	31,705	31,705	34,259	31,705	
12. 他会計繰入金	3	3	3	3	3	
13. 繰越金	46,629	35,303	31,290	54,366	55,988	
計	938,317	1,053,362	1,047,342	545,725	544,793	

### 2. 支 出

款項目節／年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	備 考
	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	
1. 土地改良事業費支出	569,096	876,809	872,590	364,268	364,290	電力費、施設等整備等
2. 一般管理費支出	142,486	145,086	145,234	149,240	146,986	人件費、事務費等
3. 土地改良事業負担金支出	1	1	1	1	1	
4. 借入金返済支出	2	2	2	2	2	
5. 固定資産取得支出	6,101	2,102	3	2,502	4,002	車両等
6. 基本財産取得支出	3	3	3	3	3	
7. 特定資産積立支出	196,123	4,854	5,004	5,204	5,004	役職員退職給付引当金等
8. 雑支出	2	2	2	2	2	
9. 他会計繰出金	3	3	3	3	3	
10. 繰越金	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	
11. 予備費	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	
計	938,317	1,053,362	1,047,342	545,725	544,793	

収支差引	0	0	0	0	0	
------	---	---	---	---	---	--

令和6年度

## 決算

令和7年9月26日に開催された第84回臨時総代会において、令和6年度の決算が承認されました。

## 一般会計

● 収入 610,721,920 円

収入項目	決算額
1. 土地改良事業収入	264,044,715 円
2. 附帯事業収入	3,348,072 円
3. 基本財産運用収入	376,023 円
4. 特定資産運用収入	725,620 円
5. 補助金等収入	163,090,800 円
6. 交付金収入	5,310,000 円
7. 業務受託料収入	69,982,000 円
8. 雜収入	3,782,883 円
9. 借入金収入	0 円
10. 基本財産取崩収入	0 円
11. 特定資産取崩収入	41,896,282 円
12. 他会計繰入金	0 円
13. 繰越金	58,165,525 円

● 支出 610,721,920 円

支出項目	決算額
1. 土地改良事業費支出	381,895,110 円
2. 一般管理費支出	127,422,866 円
3. 土地改良事業負担金支出	0 円
4. 借入金返済支出	0 円
5. 固定資産取得支出	4,489,020 円
6. 基本財産積立支出	0 円
7. 特定資産積立支出	52,187,881 円
8. 雜支出	2,862,043 円
9. 他会計繰出金	0 円
10. 繰越金	41,865,000 円
11. 予備費	0 円

※令和7年度への次年度繰越金は、  
41,865,000 円となります。

## 特別会計

単位：円

会計	決算額		次年度繰越額
	収入額	支出額	
基幹事業特別会計	4,263,141	4,263,141	4,263,141
県営事業特別会計	6,597,600	6,597,600	6,597,600
団体営事業特別会計	2,403,711	2,403,711	2,403,711
合計（3会計）	13,264,452	13,264,452	13,264,452

# 組合員の皆様へ!! こんなときは届出が必要です

## 農地の権利移動・組合員資格の変更届について

1)～4)のようなときは、必ず当土地改良区まで提出が必要です。

- 1) 農地の売買、贈与、小作契約及び小作解除等があったとき
- 2) 組合員が死亡したとき
- 3) 組合員の住所変更をしたとき
- 4) 農業者年金の受給等により経営移譲したとき

令和8年度より変更がある組合員の方は、**令和8年2月末日まで**に当土地改良区まで提出をお願いいたします。

※令和8年2月末日までに届出がない場合、前年と同様に賦課されます。

※賦課金は毎年4月1日現在の土地原簿を基準に賦課されます。

賦課金は、耕作していないなくても土地改良事業を施し、組合員の資格を喪失しない限り(権利移転がなければ)かかります。



**記入例**

組合員資格得喪の通知(申告)書

成田用水土地改良区  
理事長 関 伸 孝 之 様

令和〇〇年〇〇月〇〇日

下記のとおり組合員資格を得喪したので、土地改良法第44条第1項の規定により通知します。

旧組合員		新組合員	
住所	〒289-1602 芝山町小池123	住所	〒289-1602 芝山町愛田456
氏名	ナリタ、タロウ	氏名	ナリタ、ケンジ
生年月日	昭和 56年 10月 8日 (男) 女	生年月日	昭和 60年 7月 16日 (男) 女
電話番号	0479（77）7880	電話番号	0479（78）3456
郵便番号	090（1234）5678	郵便番号	090（5678）1234
市町	大字	市町	大字
芝山町	小池	芝山町	愛田
面積	450m <sup>2</sup>	面積	1234m <sup>2</sup>
面積	0.07	面積	0.345

※記入欄に下の記述する番号を入れて下さい。

1. 売買、2. 小作契約、3. 小作解除、4. 相続、5. 運び、6. 経営移譲、7. その他

記号記入

「組合員資格得喪の通知(申告)書」の用紙は、当土地改良区事務所及び取扱金融機関(ゆうちょ銀行を除く)の窓口にあります。

※当土地改良区HPからも用紙をダウンロードできます。

## 口座振替申込書について

賦課金の納入は口座自動振替が大変便利です。一度申込をしていただければ翌年以降も自動継続されますのでご利用ください。

### 〈取扱金融機関〉

- |         |          |
|---------|----------|
| ・成田市農協  | ・かとり農協   |
| ・山武郡市農協 | ・ちばみどり農協 |
| ・千葉信用金庫 | ・ゆうちょ銀行  |

※お手続きは、当土地改良区事務所または取扱金融機関の窓口で可能です。

※ゆうちょ銀行の口座振替をご利用の方は、当土地改良区までご連絡ください。申込書を郵送いたします。

## 滞納賦課金について



### 滞納賦課金は継承されます。

売買等で農地の異動をする場合、その農地に滞納賦課金があるときは土地改良法第43条(権利の継承及び決済)により新しい組合員が滞納賦課金を納入することになります。

売買する場合や契約する前には、当土地改良区総務課(0476-23-1802)までご確認ください。

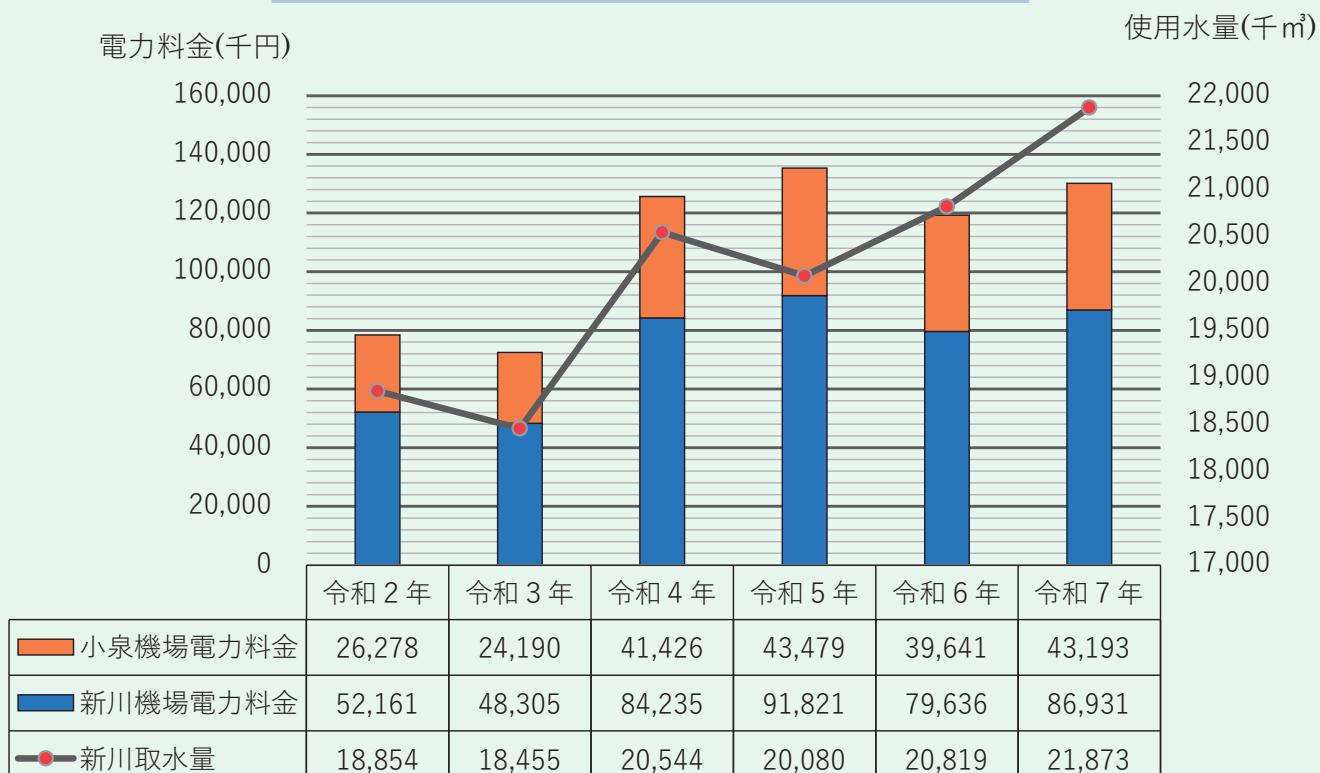
## 令和7年度 夏期通水報告

令和7年度の水田夏期通水の取水量としては、代かき期、田植え期にあたる4月、5月は平年並み、6月に入ると水資源機構営の本管の漏水や近年稀に見る空梅雨と真夏日が続き、通水スケジュールの変更を実施しましたがこちらも平年並みとなりました。7月にもこの少雨と猛暑の影響は続き、出穗期も重なったことから取水量としては過去25年以内で最大の720万m<sup>3</sup>を記録しました。その結果、成田用水の年間許可水利権取水量2,308万m<sup>3</sup>の内7月末時点で2,000万m<sup>3</sup>に迫る取水をしており、対策せずに取水を行うと超過取水になってしまう恐れがあったことから、管理工区長を通して緊急節水要請を行いました。この節水要請や出穗が早まったことで8月の取水量は平年比3割減となりましたが、夏期年間取水量として歴代最高の2,187万m<sup>3</sup>を記録する年となりました。

成田用水土地改良区は水利権を川治ダムに有しております、川治ダムからの放流水を利根川から取水し、電気でポンプを運転して末端まで通水しております。この水利権を超えた取水は違法取水になり、最悪の場合、水利権許可の取消となる恐れがあります。

今後、電気代の高騰対策だけでなく計画的な取水の観点からも、夜間や一定の降雨があった際には基幹機場の送水量を減らすといった対応を実施して参りますので、組合員の皆様におかれましては引き続き節水=節電にご理解とご協力をお願いいたします。

### 新川・小泉揚水機場電力費等対比表



## 水質汚濁調査結果報告

農業用地に安全な水を供給するため、成田用水土地改良区では、1年に2回農業用水水質汚濁調査を実施しています。



No.10 成田市大室地先



採水状況1



採水状況2

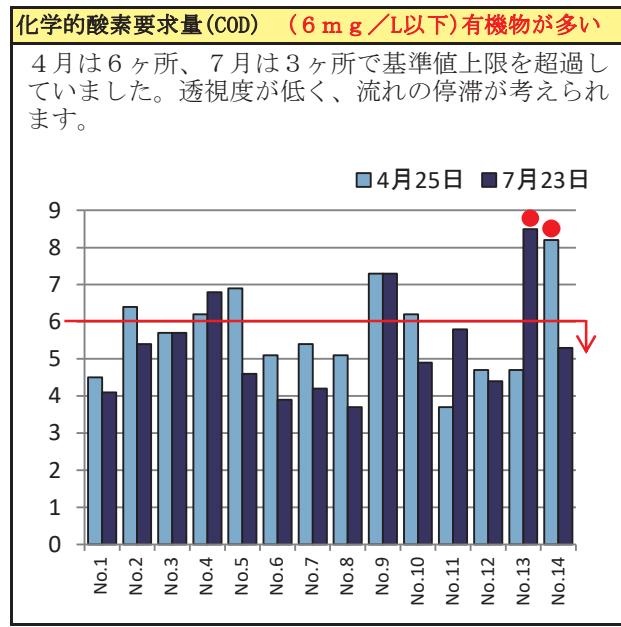
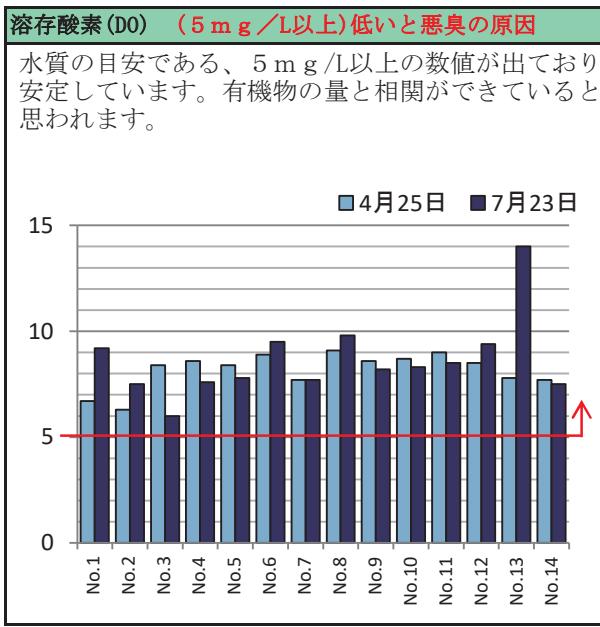
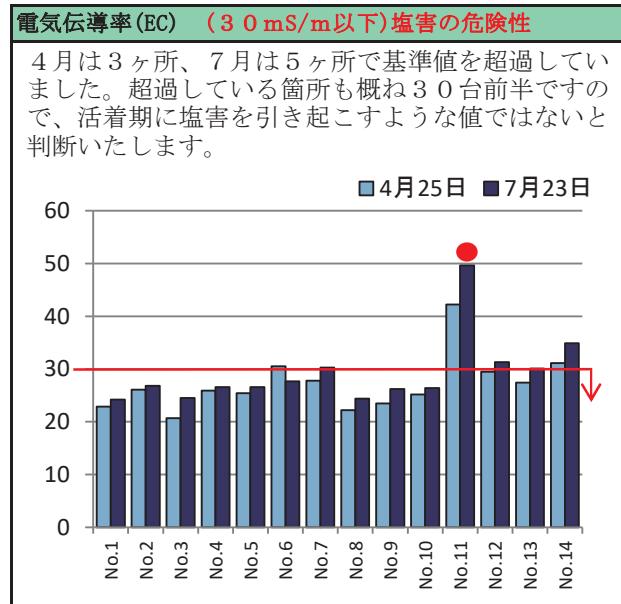
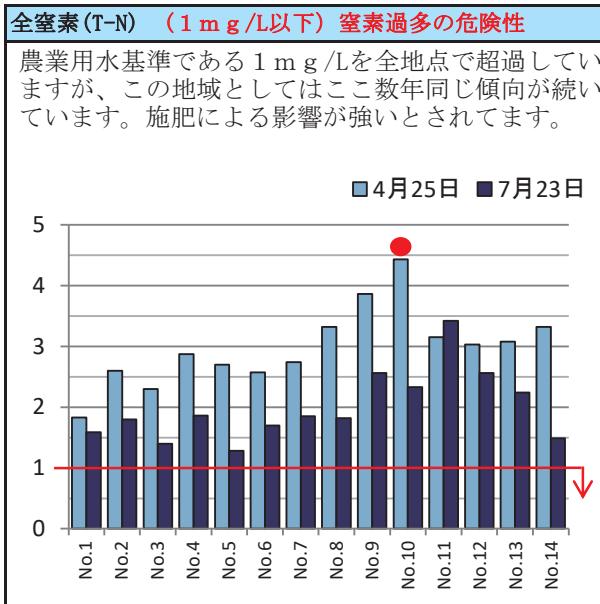


採水状況3

採水地点													
No. 1	成田市西大須賀地先	No. 6	芝山町大里（白梅）地先	No.11	芝山町大里（住母家）地先								
No. 2	成田市四谷地先	No. 7	横芝光町谷台地先	No.12	芝山町下吹入地先								
No. 3	成田市猿山地先	No. 8	芝山町牧野地先	No.13	横芝光町牛熊地先								
No. 4	成田市名木地先	No. 9	成田市名古屋（尾羽根）地先	No.14	多古町牛尾地先								
No. 5	成田市赤荻地先	No.10	成田市大室地先										

水質汚濁調査では全部で14項目を検査しましたが、その中でも重要な4項目に着目し、考察しました。

● 注意地点  
— 基準点



## ナガエツルノゲイトウについて

今年7月、当土地改良区内の尾羽根川で特定外来生物「ナガエツルノゲイトウ」の繁殖が確認されました。

河川・用水路を介してナガエツルノゲイトウの発生区域が拡大しています。定着すると駆除が困難な雑草で、生態系や農業へ悪影響を及ぼします。用水路、水田の給水栓付近や畦畔の見回り、早期発見・早期駆除が大切です。

ナガエツルノゲイトウは、「地球上で最悪の侵略的植物」と呼ばれるほど、繁殖力が非常に強く、わずかな断片からも再生するため、駆除には細心の注意が必要です。

### 《特徴》

「再生力：大」数cmの茎断片から容易に発根  
 「拡散力：大」茎はちぎれやすく、水に浮く  
 「侵略性：大」乾燥に強く、畑地などにも侵入



※刈払機を使った除草は、茎や根の断片が

周囲に飛散してかえって発生場所が拡大します！

### 《対策》

- 給水栓の水口に3ミリ目程度のザルを設置し、茎や葉の流入を防ぎましょう。
- 水田に侵入していないか、水口周辺をこまめに観察しましょう。
- 農機に付着して拡散するので、発生の無い水田から耕うんし、よく洗浄しましょう。
- 畦畔や水田で発見した場合は、除草剤で防除しましょう。

### 《本田内での有能な除草剤の散布事例》

時期	ナガエツルノゲイトウ	除草剤散布体系1	除草剤散布体系2	作業上の注意
代かき*				
田植え	再生始 草丈が2cm以下	ピラクロン1キロ粒剤 (ピラクロニル粒剤)	バッチリLX1キロ粒剤 (イマゾスルフロン・オキサジクロメホン・ピラクロニル・プロモブチド粒剤)	丁寧な代かきで 切断茎や根を 小さくして完全に 埋め込む
田植え後 20日	草丈が5cm以下	ウイードコア1キロ粒 剤 (フルピラウキシフ エンペンジル・ペノキス スラム・ベンゾビシクロン 粒剤)		未侵入の圃場で の作業を先に行 う。侵入農地での 作業後は泥落とし などの農機の洗浄 を徹底する
田植え後 40日	生育期 草丈が35cm以下		ロイヤント乳剤 (フル ピラウキシフェンベンジル 乳剤)	
中干し*				* 落水時には水 尻にザルを設置

## 機能保全事業について

この事業では、地元管理工区において農道や排水路の機能回復の為、浚渫や柵渠補修、樹木伐採等を当該整備に関する組合員あるいは地権者、耕作者のご理解ご協力のもと計画的に整備を進めております。要望等ございましたら管理工区長へご連絡下さい。

なお、災害発生により施設や農地に被害が発生した際には、災害復旧事業を利用する上でも、早急に被害確認の取りまとめを行い、関係行政へ報告する必要があります。報告の際は地区用水委員、管理工区長へご連絡お願いします。



浚渫作業前



浚渫作業後

## 地区除外申請の手続きについて

以下の場合には地区除外申請の手続きが必要になります。

- 農地転用を行うため、売買をする（した）場合
- 受益地を宅地等に転用する（した）場合
- 公共事業等に伴い、受益地を売買または寄付行為をする（した）場合

該当される組合員の方は、地区除外のお手続きをお願いいたします。また、地区除外により、用水管の撤去が必要となる場合は、申請者（原因者）の全額負担により用水管の撤去工事が必要となりますので、予めご承知おき下さい。申請書類や手続き方法については土地改良区までお問い合わせください。

なお、地区除外の手続きが完了しない場合、次年度も従来の面積で引き続き賦課されます。



# 漏水等のご連絡は改良区へ !!

成田用水パイプライン施設の中には劣化による給水栓の破損、また空気弁という道路上に設置されている設備があり、ゴミが引っかかることでマンホールから漏水した水が溢れ出すことがあります。このような状況を発見した際は、管理工区役員・成田用水土地改良区管理課までご連絡いただきますようご協力をお願いします。また、漏水に伴う通水停止のお知らせについては下記URLの成田用水ホームページ内でもご確認いただけます。



給水栓破損による漏水



マンホールからの漏水



成田用水ホームページ

## 水 五 則

- 一、淡々無味なれども真味なるものは水なり
- 一、境に従って自在に流れ清濁合せて心悠々なるものは水なり
- 一、無事には無用に処して悔いらず有事には百益を尽くして功に居らざるものは水なり
- 一、常に低きに就き地下にありて万物を生成化育するものは水なり
- 一、大川となり大海となり雲雨冰雪となり形は万変すれどもその性を失わざるは水なり

## 成 田 用 水 土 地 改 良 区

〒286-0022 千葉県成田市寺台 583 番地 3  
TEL 0476(23)1802 FAX 0476(23)1809

URL : <http://naritayousui.ec-net.jp>  
E-mail : [nari-yo@violin.ocn.ne.jp](mailto:nari-yo@violin.ocn.ne.jp)